平成２４年（フ）第４４７号
愛知県豊田市永覚新町５丁目236番地17
ｉ－ｐｏｒｔ108、住民票上の住所愛知県豊田市永覚新町３丁目66番地２
債務者　黒木　睦子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５６９１号
東京都小金井市中町２丁目15―24―205
債務者　野村　政幸
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７５９号
千葉県市原市西広６丁目20―30
債務者　下峠　正直
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１３号
神奈川県川崎市多摩区長尾５丁目１－６　グローリパレスＡ402
債務者　山内　典子（旧姓早船）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８３１号
東京都板橋区赤塚４丁目９―20―200
債務者　馬屋原紀子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８７号
東京都杉並区高円寺南４丁目37―19―206
債務者　芳崎美由希
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８８号
東京都港区赤坂５丁目５―26―909
債務者　棚橋　英世
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８９号
千葉県船橋市習志野台８丁目６－３　サンライズコートＢ―303
債務者　長井　譲治
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９０号
埼玉県川口市南鳩ケ谷１―13―６―302、住民票上の住所東京都中野区上高田１丁目16―４
債務者　紫藤　和子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９１号
東京都練馬区南大泉１丁目17―６―201
債務者　齋藤　慶子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９２号
東京都練馬区南大泉１丁目17―６―201
債務者　齋藤賢太朗
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９４号
東京都墨田区立花５丁目２－４―703
債務者　宮沢　清仁
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１６号
東京都荒川区町屋２丁目19―19―303
債務者　泉　　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１７号
神奈川県相模原市中央区下九沢756―１―305
債務者　小見山拓也
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３号
東京都練馬区大泉町３丁目６－５―205
債務者　泉川　勝巳
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部